

## 第2期第3回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日にち 平成23年6月30日(木)
- 2 開閉時間 午前10時から12時
- 2 場所 練馬区役所1903会議室
- 3 出席委員 高橋委員(会長)、齋藤委員、佐藤委員、的野委員、田中康子委員、市川委員、本橋委員、河合委員、木村智恵子委員、木村英幸委員、保谷委員、遠藤委員、田辺委員、八戸委員、井戸委員、林委員、石野委員、田中弘昭委員、道家委員、小美濃委員、明石委員  
(以上21名)  
※欠席委員 飯島委員
- 4 傍聴者 3名
- 5 配布資料 ①練馬区障害者地域自立支援協議会について  
②東日本大震災時の対応等について  
③専門部会からの協議  
④練馬区障害者計画および第三期障害福祉計画に対する意見

### ○事務局

皆さん、おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。高橋会長が10分ほど遅れるというご連絡がございました。定刻がまいましたので、事務局のほうで進められる部分については進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は第2期第3回の練馬区障害者地域自立支援協議会ということになってございます。この会は本来であれば3月17日開催の予定でございましたけれど、ご案内のとおり3月11日の東日本大震災の影響がございまして延期をさせていただき、本日の開催という形になってございます。

前は昨年10月28日の開催ということで、本当に久々の開催でございますので、いつにも増して活発なご議論をいただければ非常にありがたいと感じております。よろしく願いいたします。この間、委員の方と区の人事異動等で、若干委員の出席者の変更がございました。委員の方におかれましては、前回までは小美濃委員にご参画をいただいていたんですが、その後任ということで古畑委員が新たに自立支援協議会に加わられたという形になってございますので、よろしく願いいたします。

それと区におきましては人事異動がございまして、障害者サービス調整担当課長に山崎直子、石神井総合福祉事務所に桑原修、保健予防課長に寺西新が着任してございます。よろしく願いいたします。

続いて資料の確認をさせていただきたいと思っております。事前に送付させていただいた資料のほかに、練馬区障害者計画の冊子、青いものです。それと、昨年実施されました障害者基礎調査、ピンク色の冊子になってございます。この2冊と、石神井特別支援学校の防災計画に関する資料、それと、相談支援事業に関する資

料、それぞれ添付資料1、2というナンバリングスタンプを押ささせていただいておりますけども、この計2部が提出されておりますので、机上に配布をさせていただきました。

では次第に沿いまして進めさせていただきたいと思います。

○事務局<資料1・2の説明>

○委員

座らせてお話をさせていただきます。本校は、都立の特別支援学校として防災計画をすごく細かく持っております。それは震災に関してもそうですし、火事に対して、あと不審者、ありとあらゆるマニュアルを作って、いつも訓練をしておったんですが、3月11日に関しては、はっきり言ってやっぱり失敗しました。どこが失敗したかと言いますと、ここにいらっしゃる方々もご存知だと思うんですが、震災が3時前に起きまして、いわゆる交通機関、バスが動いたんです。そのために、生徒を3時半にスクールバスに乗せて帰ってしまったんです。

また、あともう1つは、今特に小中学生はデイサービスという放課後のサービスを受けてる方がとても多いんです。その方たちの車も迎えに来たので、その方たちに引き渡してしまったんです。それからどういうことが起きたかと言うと、いわゆる予想もしなかったんですけど、鉄道が動かない。お母さん・お父さんたちが帰って来れない状況になったわけです。

逆に、一人通学で危なくて帰せなかった子たちは、学校にずっと相当な人数が残ったんですけど、その子たちには、本校に大きな防災倉庫がありますので、水もある、ガスコンロもある、カレーもある、食べ物は何でもあるので、それでゆっくりして行って体育館でみんな休んで、夕食も学校でみんなで食べて、保護者が9時とか10時、中には12時ごろ迎えに来たんですけど、それで帰って行ったんですけど、一番ご迷惑をかけたのがデイサービスの方たちです。デイサービスは、子どもたちは引き取ったんだけど、結局そこまで対応でききれなくて、とても苦勞し、子どもたちもパニックになってしまったということなんです。

それで本校は早速対応しまして、この資料で6、7です。震災が起きたときどういうふうにするかっていうのを、こういうふうに決めました。震度5以上が起きたら、もうバスは動かさないと。で、もう学校にすべて子どもたちは残そうということで、そういう対応をしました。保護者もなかなか迎えに来れないだろうと。そのときは学校にいたほうが安心だろうということで、そういうふうにしました。

これはまだ完全ではないんですけど、今マニュアルを見直してるとこなんですけど、これを1つ変えたところです。ですので、今後もしも各事業所さんで、本校のほんの抜粋なんです。全部を印刷すると大変なことになっちゃうので、もしも必要な事業所さんがあれば本校のマニュアルをお渡ししますので、ご活用願えればと思います。今後多分練馬区さんのほうで防災計画の見直しがあると思うんですけど、この次期の障害者計画の中にも地域防災、障害者を含めた地域防災ということでどこかに触れてたほうがいいのかなと。

やっぱり各事業所を見てると、ばらばらになってますね。ですから、そこは地

域でみんなでセーフティネットを作っていきたいなと思ってます。それで今、一番困ってるのは、もうさっきもありました、今実習生がみんな出てるんです、会社とか作業所。それで、しゃべれる方とか携帯を持ってる方はいいんですけど、それができない方もいっぱいいるので、皆さん自分を証明、「何かあったら助けてください」という紙を持っています。すごく目立つ紙で、実習日誌の裏に「何かあったら、近くの人にこの紙見せなさい」と。知的障害の方でしゃべれませんので、「すぐに学校か警察に連絡をお願いします」と大きな紙を持って、何かあったらそれを見せるようにという指導で今は出しています。

ですので、将来的には地域のセーフティネットも多分、ほかの作業所さんとか福祉施設さんも、そういうのが必要になってくると思いますので、そこら辺を皆さんでアイデアを出せばいいかなと思ってます。以上です。

#### ○事務局

ありがとうございます。では会長お見えになりましたので、進行をお願いします。

#### ○会長

どうも申し訳ございません。今の大変大事なお話をいただきまして、今の被災地のほうの話でもいくつかこういうことが起こっていて、私は障害を直接まだ評価してないんですが、認知症にしろ高齢者にしろ、施設でだいぶまとめてお亡くなりになってるんです。ところが、その隣の小規模多機能とかグループホームは結構助かってるんです。

どうしてかと言うと、さっきのお話で地域の方々がいつも心がけている所は助かっていて、大きいところは地域とある意味で隔絶しているために、地域の支援の手が及ばないで、しかも日中の職員、夜勤はもっと大変だけど、そんなにいないわけだから、車椅子の人を50人一緒に避難なんてさせられない。ところが小規模の地域でいると、いつも日常の交流を作っている所は相当地域の方と一緒に逃げてるんです。そういうことがありました。

改めて、地域で支えるってことの意味が防災という視点からものすごく大事で、逆に言うと、もう1つ今のお話のシェルターとしての学校、シェルターとしての施設。学校の場合、かなりしっかりしたシェルターになる、そういう拠点が地域の中に分散してあるっていうことが、ものすごく大事そうだなと感じています。防災住宅が大変話題になってますけれども、いろんな意味で障害の方たちがつらい思いをされているとすると、それを支える共生型の福祉避難所という議論もありますが、普段、普通の生活をしておられる方が環境の変化でダメージを受けられるということがあるので、そこら辺のことをいろんな形で考えなきゃいけない課題があつて。

もう1つ、あまり不吉な話をして恐縮なんですけど、あの震災が起こって年表を全部見直したんです、日本でどういう地震が起こっているかっていう。そうすると、大体集中して起こるんです。1946年に福井で大地震があつて、1995年の阪神・淡路までは100人以上の犠牲者を出した地震はありませんでした、50年間。逆に言うと、日本の歴史では静かな時代が1995年まで続いて、そ

れ以降はと言うか、先ほど45～6年もそうでしたし、幕末のときも大体50年から60年ぐらいに地震の頻発期が起こって、どうやら日本は地震の頻発時に入っ  
たらしいという。これ、ほぼ専門家での常識だそうです。

ということは、明日にも関東大震災が起こっても不思議はないという、そういう  
状況が来ているので、そういう意味では今回の、それはそのときに計画節電で  
やっぱり障害の酸素の方とかいろんな課題が起こって、想定外のことがいろんな  
形で起こってるんだけど、ぜひ与えられた時間の中できめ細かな障害者施策を、  
防災と協働して検討するということが必要で、その前提はやっぱり地域の支援体  
制をどう作っておくかという意味では、この協議会の役割というのは改めて大き  
いというふうに思った次第でございます。

やや遅れて来て、ちょっと時間をちょうだいして申し上げてしまいました。何  
かこの件についてご質問かご意見。やっぱり防災担当部局と、それから福祉とい  
うか障害・高齢部局のネットワークってものすごく重要で、そこら辺しばしば障  
害担当、東京電力でもそうなんだけれども、やっぱりライフラインで電気を使っ  
て生きておられる方が地域でどれぐらいいるかって、実はどうもあんまり把握し  
てなかったらしいです。

病院とかそういう施設のことは頭に浮かぶけど、地域のことについて、在宅に  
は元気な人しかいないという古い思想がまだまん延しておりますので、地域の中  
でいろんな課題を持ってる人が生活をしてるってことを、やっぱりもっと一般的  
な常識にしていかなきゃいけない。まだまだ常識になってないと感じました。大  
体、危機管理対策をやってなかったことが暴露しましたけども。そういう意味で  
きめ細かな、しかし現実性のあるものをどういうふうに作っていくかってのは結  
構大変だなというふうに思いました。

それでは、その次のテーマについてよろしゅうございましょうか、それでは。  
それでは協議事項ということで、3月17日に協議する予定でございました大泉  
障害者地域生活支援センターの部会からの協議案件、それではよろしく説明をお  
願いいたします。

#### ○事務局

資料の中の5ページ、資料の3番。今おっしゃいましたとおり、3月に本来は  
協議案件でございました大泉障害者地域生活支援センター専門部会からの協議  
ということにつきまして、資料のご説明をさせていただきたいと思えます。開催  
日につきましてはお目通しをいただければと思えます。

2番の協議内容をご覧いただければと思えます。2段落目にありますとおり、  
住み慣れた地域で暮らしていくことが大切な視点であるということをご異論の  
少ないところかなと思えます。しかし、3段落目にあるとおり、障害特性によっ  
て他の人と関係がうまく作れない、地域生活を円滑に送ることが難しい場合もま  
た多々あるかと思えます。そうなったときに、その方のことをどう受け止め、  
解決を図るかなど、また、この辺が地域周辺での支援がないと、そもそも地域で  
暮らすということそのものが立ち行かなくなってくるのではないかというところ  
でございます。

そして3番。自立支援協議会の協議事項としまして、皆様方からご協議を賜りたいところとしましては、まず①としまして大きなところでくくらせていただきましたが、障害者にとって「住まい」もしくは住まうということとはということの課題提起でございます。さまざまな暮らしの選択肢というものと。その選択肢を検討して、また提示していく必要があるということがまず1点でございます。

そして②といたしましては、いわゆる互助による支援の充実ということを記載させていただきました。先ほどご説明しました2番の協議内容の中の3段落目、2行目になります。住む形態の多様性と周辺との関係を作り上げる仕組みがないといけないのではないかとという提起もあります。その中でも、特に互助による支援の仕組みが重要なのではないかとというような示唆をさせていただいているところです。ここに互助という言葉が出て来ているわけですが、言語の定義を一応専門部会として※以下とさせていただきます。これは東京都の社会福祉審議会等でも語られている内容でもあります。

そのために必要なこととして、障害理解の増進、促進を挙げさせていただきました。非常に理念的な協議案件であろうかと思いますが、大泉地域生活支援センターからはこの内容でご協議をお願いしたいというふうに思っております。

これは余談になってしまいますが、会長がちょうど5月に出たホームページを拝見させていただいたんですが、財団法人の高齢者住宅財団理事長にご就任をされたというような情報を拾いました。高齢、障害の違いこそあれ、住宅、住まいにおける課題というのは共通している部分もあろうかと思っておりますので、会長からもご意見をいただきながら、皆様方で協議を深めていただければと思います。では、ご議論のほうをよろしくお願い申し上げます。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。すみません、ちょっと紹介いただきましたが、一応名前は高齢者住宅財団になってますが、事業的には障害者、それと皆さんの家賃保証とかそういう仕事もやっておりますので、みんな「高齢」って言いながら、障害、子育て書体まで含めた住まい問題ということが前提でございます。というようなことでございます。どうぞ、住まいの問題っていうのは、実は住まいがないとサービスっていうのはうまく回らないわけで、ご承知のとおり。それから経済的な問題も含めましていろいろな課題もあるわけですが、どうぞご意見というか、補足が大泉さんのほうからいただければありがたいと思います。

#### ○委員

私どもの議論は、身体・知的障害の方の困難事例を検討するというものでしたけれども、困難事例と言ってもケース会議をやるわけじゃなくて、私たちが地域で解決しなければならない課題という言葉に置き換えて、議論しました。ここにも書いてございますように、昨年、区が6、7月に実施しました練馬区障害者基礎調査というのがありまして、今日皆様方のお手元に、このピンク色の報告書が置いてございますけども、これの121ページをお開きいただきたいと思います。

ここに「将来、暮らしたい場所」という設問がございます。ご覧のとおり、施

設入所されてる方以外は、将来、暮らしたい場所として、家族と一緒に暮らしたいとする割合が非常に多いです。グループホーム・ケアホームで暮らしたいという回答もございますけれども、何と言っても家族と一緒に暮らしたい、次いで、ひとり暮らしをしたいという、そういった結果が読み取れるかと思っております。

暮らしの場というのは、その方の生き方や価値観に密接に関係するものでございます。これは障害の方に限らず、皆さんそうだと思いますけれども、やはり多彩な暮らし方ということを可能にするようなことができなければ、地域生活も豊かになるであろうというふうなことでございます。

今回、私どもの専門部会では、とりあえず現状で障害の方がどんな暮らしをしてるのかということを確認するところから始めました。私自身が印象に残ったのは、例えば視覚障害の方の暮らしの実態というのが、就労されてる方とか、いろいろ社会的に活躍されてるような方、そういう一部の方は別にしまして、多くの視覚障害の方がほとんど引きこもり状態といたしますか、なかなか外に出られない状態でお暮らしになってるということが報告されております。また、グループホーム・ケアホームの、特にケアホームの経営の難しさとか、実態というものが改めて報告されておりますし、本当にそここのところの一つひとつを再認識していく中で議論していったわけです。

それで、先ほども区からもありましたように、どういった仕組みを作っていけば暮らしの形、住まい方が多彩になっていくのかと、また、それがうまく地域で回転していくのかということなんですが、家族や近所といった、本人に本当に身近なところでの助け合いと、支える仕組みを構築していくことが大変重要であろうという意見等がありました。

専門部会の議論を進めていた直後に、はからずも大きな地震がございまして、家族を含めた近隣の助け合いとかボランティア等の大切さということが、今さらながら意識されたところでございます。

あと、これも委員の方からのご意見で、当事者が地域で暮らしていく中で、その人の周囲の方々との関係がすごく重要だということです。当事者としても、支援される受け身の立場ではなくて、自ら動いて関係性を作っていくという、そういうことも必要であろうと。そのためには、また、そういったことができるような環境も整えていかなければいけないと思っております。

限られた専門部会の回数で議論を深めきれませんが、今日こちらのほうから協議ということでご提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。いかがでございましょうか。非常に大事な、基礎的な課題というかというふうに思いますし、この123ページですか、基礎調査のこれを見てるといろんなことを考えさせられる数字が出ているかと思っております。家族と一緒に暮らしたいという、その中に含まれてるのは逆に言うと、これはもう知的障害の場合は昔から同居になってる、やっぱり親御さんが高齢、老齢になって、その後どうするかという話が実はその間に含まれているんです。

そうすると、家族と一緒にということとは、ここで先ほどの資料の3の下のほう

にある、やっぱり家族でなければできないきめ細かないろいろな支え合いとかサポートっていうのがあって、それをどういう形で、だからってそれは施設で実現するには、どうしても距離があるとすれば、住まいの中で支え合いのそういうものを確保しながら生活できる居住用、その後グループホームとかケアホームと家族居住との。僕は最近、「とも暮らし」っていうことをよく言うんです。とも暮らしっていうのは、ひとり暮らしではなくて、「とも」っていうのは友人の「友」だし、共同の「共」だし、伴走の「伴」。そうすると、グループホームって、ある意味ではそういう「とも暮らし」的思想があるんだけど、もうちょっとそれよりは家族的な環境に近いような住まい方ってあるんじゃないかとか、そんな話をよくしていますが。

精神障害の方はものすごく強い。ただ、その場合にも、やっぱり見守りだとかそういうものがないとひとり暮らしって実現しないでしょうし、いざというときに頼りになる支援のネットワークは、一人の空間にはひとり暮らしだけど、やっぱりその周りには張り巡らされていなければいけない。そういうことを含めた住まい方っていうのを、施設以外の選択肢を考える場合、どういう条件が必要で、その場合はやっぱり基盤整備として然るべき所でやっていただかなきゃならない世界と、地域でそういう場を作り出さなきゃならない。

これ実は、さっきの防災の話もすぐつながるんですね。一人で孤立してたら、いろんな課題や問題があるけども、ネットワークの中に組み込まれていれば、いろんな形でサポートのため、防災の対応もできるということもあって、大変大事な。

それからもう1つは、共同居住というと光が丘がそうですが、集合住宅がものすごく増えていて、その場合にサポートのあり方ってどうだろうかって、そんな課題も含めて、どうぞご自由にご意見を。それぞれの現場でいつもお感じになっていることが多々おありかと思しますので。

○委員

よろしいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

すみません、基礎的で申し訳ない。その文面、資料3の中に、グループホーム・ケアホーム、地域で当事者が悩むことになるという文面があります。私は肢体不自由児の親として、グループホーム・ケアホームのこれから造るっていうことを考えておりました、ミニ施設化してしまい、地域で当事者が悩むことになるというその辺で、地域で当事者が悩むというこのあれで、もう少し詳しく教えていただきたいのと、やっぱり地域のつながりの大切さ。私、昔、地域のおばさんパワーを利用すれば、何もそんなにたくさんの事業所が出来なくても「おかずは隣のおばさんが作ってくれるよ」と。そういう地域づくりができれば一番いいんだっていうことを勉強したことがあります。

訓練も防災も含めてそういうふう感じたんですけど、このミニ施設化を私た

ちの望みの所にあります。地域にミニ施設が出来たらいいなっていう、その希望の中にある中で、当事者が悩むということに1つ。

それと全然違うので、自立支援協議会の当事者って、本当の当事者の参加がないっていうことはすごく残念だってことなんです。今回この問題で、やはり本当にひとり住まいで何かしてる方の本当に当事者の発言がもっと会場であったら、私も一人の親として、また変わった意見、変わったあれを持って帰れるかなっていうので、非常に当事者の参加がないってことに残念だなと思いました。すみません、お願いします。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。当事者参加の問題は、これは少し研究しなきゃいけない課題です。はい、いかがでしょうか。

#### ○事務局

はい。このメンバーの中に、知的・精神障害当事者の方が確かにご参画しておられません。ご家族の方にご参画をさせていただいているというところがございます。逆に身体の方につきましては当事者ということでご参画をさせていただいております。この親会の中では当事者のご参画がないということは、今委員がおっしゃった重要な課題であると思います。ただ専門部会の中では、例えば豊玉の地域生活支援センターにおいては、困難事例の研究をする際に、当事者の方に実際に来ていただいて、その専門部会の中で相談につながったケースあるいはつながらなかったことで、精神の方が重症化してしまったケースもということで、実際にその方に赤裸々なところをお話させていただいて、それを材料にして研究を深め、またこの親会に協議を当てていくというような事例もございますので、親会のいわゆる知的や精神の方の当事者の参画ということは、こちら区の事務局の課題ということでとらえさせていただくと共に、ただ専門部会の中では、当然当事者の話を聞いて、それをここに当ててこようということで動きも取っていくということも、併せてご報告をさせていただければと思います。

#### ○委員

「ミニ施設化」という言葉が適切かどうかということはあると思いますが、いずれにしても、施設から地域移行する場合などで、何か小さな単位で生活をすれば、今までできなかったことができるようになるとか、そういったふうに思われてきたふしもあるんじゃないかというところがあります。

実際には、本人が地域で生活をしていくためには、近隣との関係とか、いろいろな方々との関係が必ず必要になってくると。そういったところの支える形が出来ていないと、結局は小さな単位であってもその施設の中で本人が囲われて、その支援者と共に暮らしていくということで、これでは、本当に地域で暮らしていると言えるだろうか、という議論があるなかで、こういう表現をさせていただきました。

#### ○会長

これ自身が少しいろいろリサーチをしなきゃいけない、実態を把握しないといけないテーマではありますよね。それから、グループホーム・ケアホームって

うのは、従来型の施設の欠点を克服して、より小単位で、できるだけ居住性の高いという、そういう理想で造られているわけですから、「現実をミニ施設化するじゃないか」なんていう議論ももちろんあるわけで、そういうことを含めて、介護保険なんかで小規模施設は必ず地域で推進協議会を作って住民に参加してもらってことになってるんですよ。

もちろんうまく行っている所と全然うまく行ってない所とあるんですけど、どうもやっぱり地域支援協議会を作っている所は割とうまく機能して、普通の生活に近い。それが、地域と接点がないとミニ施設化しちゃうという、そういうことがあって、そこら辺のことをぜひ現場できちっと共通の情報を持ちながら、住まいのあり方というのを検討したいと思いますが。何か今の視点を発展させるような。どうぞ。

#### ○委員

グループホーム・ケアホーム、親の会としても検討していきたい中で、事情をちょっとお話しすると、後ほど相談支援の話も絡むんですが、言ってみれば今作業所に通ってるお子さんも、親も高齢化してて、基本的に今まで作業所の日中活動だけで支援していけばいいものが、それじゃあ過ごされない状況になってるんですね。

何かって言うと、やっぱり家族支援というところに入り込まないと、その人の日中活動が支えられないっていうことになってきてると。ということは、親も高齢になってお子さんをず〜っと育て上げて、これからも一生やるとかどうとかっていうところの悩ましい問題がありまして。

グループホームを私ども親の会もずっと法人として考えていくコンセプトとして、一種のグループホームを通過型で見るか、永住先とかっていうことなんですが。この発想は多分会長のほうが。私はそんなことは言えないんですが、高齢系というのは確かに大きな施設から地域に根ざしたグループホームっていう形で、家族と同じような地域で暮らせるグループホームっていう課題で出来たと思うんです。

ところが、障害者はグループホームに入って長いんですよ。それがずっと続くのかなっていう疑問がちょっとある。通過型は、ある程度、就労移行してますので、就労移行した人が就労で自立する、住居で自立するっていうことは、グループホームでの生活支援をしながら自立して、最終的には家庭に帰ることもあるかもわかりませんが、高齢になれば地域のアパートっていうんですかね、そういうことで生活できるような形が1つ考えられると思うんです。

ところがそうじゃない、ものすごい重度の方のお母さんがなった場合に、一番典型的な例は、もう親が面倒見切れないから、じゃあ施設に入れるってわけにいかない。グループホームでできるところはやらせて、お母さんとのレスパイトに基づいて家庭がきちっと支援できる、それから、お子さんも支援できるっていうところに持って行くんですが、なかなかグループホームの、我々みんな調べて、支援の仕方が、これ国の事業なので言えないんですが、十分な職員体制がないために、例えば土日に入んなきゃいけないとか、夜はいないとかという感じで、本

当に、では家庭と同じような悩みがあるんだろうかっていうのが非常にそこでは疑問なんです。

そのためには確かに、そのグループホームだけでは支えられない部分もあるので、ぜひ地域と一緒にいるような仕組みづくりができれば、支える部分はかなり出て来るんじゃないかと思うんです。そんな内容で、私はミニ施設化っていうところまではちょっと考えなくても、それなりに地域と一緒に生活できる状況になれば、それなりのいい状況になると思うんですが、支援体制を充実していくことをいろんな意味でできればお願いしたいというふうに思います。そんな感じです。

○会長

それでは、ちょっとこちらからご発言いただいて。

○委員

座ったままで失礼します。視覚障害者の当事者です。今の話も含めてですけども、地域で生きるっていうか、地域で自立するっていう意味合いが少しずつ皆さん、ずれてるんじゃないかなって思うふうになってるんです。つまり、区役所なり、あるいは、そういった支援体制なりがあれば、それを地域で生きる、地域で自立するという言葉にしてしまえば、これからも作れるけれども、本当の意味で障害を持った当事者が地域で自立するというのは、やっぱりもうちょっと違うニュアンスがあるんじゃないかと僕は思うんです。

もちろん偏見や差別をなくすっていうのが基本的にはあるとは思いますがけれども、そのほかにやっぱり隣の人を知らない、隣の人と会話がないう。今、僕が地域の中でアパート暮らししてはいますが、声を掛け合うっていうか、偶然声を掛け合わなきゃいけないのは、ごみを捨てる時だけなんです。これは偶然出会いますので、一応僕のほうからも言える行動なので、「おはようございます」とか「暑いんですね」とかっていうようなことは言えちゃうんですけども、何をやるにしても、例えば買い物をするにしても、外部ヘルプ制度があつて、それに伴ってそれを要求していけば買い物もできますし。

それから、「地域で」と称しながら、集まるのは結局同じ障害の人たちが集まって1つの課題を話し合うというような場面はあちこちにあります。カラオケが好きな人はそこに集まる。でも、そこに集まっているのは地域と称するものとちょっと違う仲間といますか、同類といますか。何かそういう感じがすごくあつて、本当の地域で生きるっていうのは、もうちょっといろいろ隣の気持ちの通じ合いだとか、あるいは通じ合わない合いとか、そういういろんなことが含まれてこなければいけないんじゃないかなと思うんです。

だから、先ほどもちょっと出ましたけど、ミニ施設化していくグループホームになってしまったらよっぽど困るなとずっと思っていて、やっぱり地域の中でのグループホームっていうのをもうちょっと。地域も入って来てほしいし、僕たちも隣に入って行きたい。もちろんノックをして入れますけども、そういうような場面がもっと生まれて来る社会づくりをすべきじゃないかって、自分自身は考えています。

○会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

ミニ施設化っていう言葉、実は私、専門部会にいたんですけども、私はケアホームの責任者をしておりまして、やっぱり自分で責任者をやって、「あ、ここは家庭の延長なんかではないな」と。やっぱり施設だと。でも、私は大きな居住施設の都立の施設におりましたので、そういう大きな施設とは違うけれども、でもやっぱり家庭とは同じような作ることはできない。できないのは、それは地域が崩壊して、今地域とのつながりが薄いということもありますけれども、今きめの細かい支援とおっしゃいましたけれども、そこで働く人たちの要するに仕事の中身の大変さ、激務、そして報酬単価の低さ。そして、職員を募集してもなかなか見つからない。

そうした現実の中で、地域の中で家庭により近い生活をなるべく保障していかなくちゃいけないよね、そういうことは言い合えるんだけど、現実にはもっと現実のことにも目を向けないと広がっていきませんし、私はつい2~3カ月前にサービス管理責任者の研修を受けてまいりましたけれども、やっぱりその問題がすごく大きく出てました。そして、「ユニオンを今形成してるから、不満のある人はこの指とまれ」と言ってた若い男性がいましたけど。

大体、グループホームとかケアホームの責任者っていうのは、2年か3年でいなくなっちゃうって言うんです、大変で。私自身も本当に仕事で音を上げたというのはもう初めての経験です。本当に大変な仕事です。それでも一人ひとり爪を切ったり、お風呂できれいに流さないと、嫌いな物は取ってあげたりとか、好きな物を作ってあげたりとか、できる限りのことをスタッフでいつもミニ会議をしながら、それは洗濯物をたたみながらやってるわけです。ですから、ずうっと仕事なの。そういう所に働いてる人たちに目を向けなくて、グループホームをどんどん造り、あるいはグループホームは通過施設なんだとか終の棲家なのかとかって、そういう観念的なことよりも、もうちょっと現実に目を向けていただきたいってしみじみ思っています。

○会長

はい。よろしいですか。大事なご指摘、現実論、それから今の現場の課題を。結局、家族的支援といわれているものを労働に置き換えたときの難しさというのはおっしゃるとおりですよ。あれ、ある意味では際限のなさ。労働だと、ここからここまではという境界をはっきりさせて「ここから先は私の仕事じゃありません」というふうに言える場が作れるわけだけど、グループホームの場合は、そういう継続的にずっと続いていくところのある種の際限のなさへの疲弊感というか、そこら辺がつかまとうってという話は大変大事で、それを仮に労働条件としての経済的な条件だけではとても対応できない世界という。これはもう、本当におっしゃるとおりだと思います。

いかがでございましょうか、少し話題を。はいどうぞ。

○委員

精神のほうで見ますと、やはり地域というものの考え方なんですけども、例

えば親離れしたというか、生活保護を受けてある程度グループホームあるいはアパート等に住んでる形。それからもう1つは親がかり的な、親と一緒に同居してる場合です。特にグループホームとか、あるいはアパート借りて何とか生活してる部分については周りの方のある程度理解があれば生活する、地域の近くに。あるいは、そういう補助といいますか、必要だと思うんです。これはあったほうがもちろんいいと。

ただし、親と家族で同居した形の場合の地域との問題っていうのは、これはものすごく微妙な問題なんです。率直に申し上げますと、通常何でもないときは全く普通と変わらない。ただし1つだけ、いろいろ症状が出ると大変なんです。そのときに、多少隣近所は気が付いてると思うんですけども、そのときに敢えてこちらから言うのか、あるいは向こうから問い合わせがあつて、そのときに地域の方々の理解とバックアップというか、精神的な支援とか気持ち的なサポートですね。ですから、その辺が地域の方々の力っていうものをお借りしていくことは、あるいはお互いに助け合っていることはあるんですけど、精神の場合は、私なんかも専門部会の中でいろいろ話をしていますけど、やっぱりある程度孤立してしまうんです。

それを、じゃあどういふふうに地域と結びつけていくか。これはもう正直言って、非常に難しい話です。あると外にもう出っぱなしの状態ですと、隠しようがない。精神お場合、隠せる部分が結構な部分あるもんですから、それをどういふ形で外に出しながら地域の方々の理解をいただくかです。あるいは、そういう夫婦関係を結んでいくか。この辺がいつも悩ましいところなんです。

○会長

はい、ありがとうございます。大事なご意見を。はい、どうぞ。

○委員

ひとり暮らしをして、住んでる場所とうまく関わりが作れないっていうのは、やっぱり今言った、仕事が大変で、介護というかその中だけで関わりと介護者も追われてしまって、非常に本人と出て行って地域の中にいろいろ見て回るとか、大変でやれないという話かなと思うんですけど。地域の場づくりに、ひとり暮らしだけじゃなくてケアホームとかの人も参画できるような仕組みが必要なんじゃないかなと思ってるんですが。

仕事大変で、そういうこともできなくてってなると、ここにも4つのセンターがあるので、そのセンターとかで、障害関係だけじゃなくて地域のコミュニティーにどれだけどういふのがあっていふのを知って行って、そこをつながら、ひとり暮らししてる所、地域の住まいとつなげていくという役目とかできないのかなと。というか、やってほしいなと思ってますけど、どうですかね？

○会長

今のお話は、すごく高圧的な話。しつらえちゃうとかえって集まりにくくて、何というか「こうですよ」と。だけど、何となく人がたまり合う。最近はいつうかがあると小規模多機能だとか高齢者施設にキッズルームを付けて、紹介所を付けて、挙句の果てに居酒屋を付けたって。男たちが集まるのは居酒屋が。これは、

うっかりすると民業圧迫だと言って、文句っていう話があるんだけど、ややしつらえ方の演出の仕方がどうもあんまり今まではどうもうまなくて、それをさり気なく集まる場所にして。これ、実は練馬区のような都市化がどんどん進んでる所は、社会教育施設とか何とかって、裱着た何とかの場ではどうもうまく行かない、実は。

いろんな国を見てると、やっぱりそうなんですよね。それこそ中国なんか行くと、朝飲茶に集まって、あそこが情報センターになってて、いろんな人が情報公開されるとか、南フランスへ行くと、3時ぐらいになるとみんなおじさんたちが木の下に集まってベチャクチャ、ベチャクチャ、何か男のほうがおしゃべりだっているのがフランスの様子。そこで地域の情報が全部交換されるような普通の仕組みがずっと培われていて、それがどうも日本は全部、近代化・合理化の中でちょっとなくなっちゃったので、「さて、ここでもう1回考えましょうよ」ということを。

多分テーマは、今日出ているテーマをベースにしながらしっていく仕掛け作りって何だろうかというのには、ちょっといろんなアイデアが必要ですよね。結構最近では、地方都市へ行きますと、若い人がいなくなっちゃった家を活用して、誰でもいいから集まって。新潟で有名な地域の茶の間っていう、結構新潟では広がり始めているんですが。空いた家を利用して、いつでも集まれる場を作って。これが結構地域の、それこそここでの精神とか知的だとか認知症の方々とか、そういう人たちが気軽に寄れる場所みたいな感じで、たまり場化機能が出来始めている。それがベースにいろんなことができるようになってるっていう。

これは、社長はふれあいいきいきサロンとしてやってるのが実はそれなんだと思うんですが。そういうのを持っていろいろ出て来ると、ご提起になったベースが出来てきて、その上で家族的なサポートとかそういうのが乗られるようなことが多分理想、筋道であるかと思います。それを練馬方式って、どういう形で考えられるのかなという。はい、どうぞ。

#### ○委員

練馬区内でも地域のコミュニティー拠点作りって、それは住民さんも積極的に取り組んでいて、経営課のほうで所管していると思うんですけども、先日も石神井でそういう拠点を運営されてる方で、高齢の方、お子さんたちのたまり場的な活動っていうのも作ってきた。さらに、それを障害者に広げたいけど、地域で暮らしていても「障害者」ってひと言で言っても、じゃあ具体的にはどういう方たちなのか、どこにいるのかっていうのが全く見えない。自分たちの気持ちはあるんだけど、「やりますよ」って言って、どういう方が来るかわからないっていうのは無責任で始められないというところで、うちのほうに相談に来られて、そのところで「障害の関係機関との連携が必要ですよね」というところで今話を進めてるところなんですけど。

住民の皆さんに、やっぱりなかなか障害ってものが見えない不安から、受け入れられない、受け入れられない人たちと。例えばケアホームに設置すると、ほぼ100%反対が起こるっていわれてるように、受け入れられない人たちと、一方で、地域

でお互いで支え合って暮らすんだと作っていく中で、当然そこには障害者って入って来るわけです。でも、見えないから手が出せない。いかにして気持ちのある人たちを掘り起こしていくかっていう部分で、障害者の支援をしてる側が積極的にそちらの分野に入ってくる。会長もおっしゃったみたいに、そういう一般の人を迎え入れるような仕組みを僕らもどんどん作っていきつつ、住民の皆さんが作ってる場に私たちが出て行って、そこに障害を持った人が当たり前に入れるような環境を作っていくっていうのがやっぱり大事なのかなっていうふうに感じて。

生活支援センターの場合、やっぱり皆さん地域生活とか自立を考えると、まず第一に住まいをする方が安心する、できる住まいをいかに確保するか、次に、働く場をどうするか、3つ目、3本目の柱としてやっぱり、地域との生活をその人が行くエリアでどうやって作っていくかというふうに考えているんですけども、この3つ目の柱が今非常に貧弱なんです。選択数が非常に限られているところ。でも、そこを発信していく中で、住民さんの中でそういう思いを持っている人っていうのがポツポツとやっぱりつながってはきてるところなので、もっとそれを各機関がとか各個人がとかではなくて、地域づくりっていう考え方の中でもっと大きな声を出していかないと、住民さんたちも、なかなかいい顔は見出されないのかなというふうに感じています。

○会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

訪問介護の事業所で、特に介護保険のほうが主なんですけど、先月にまたあの研修会で障害者の働くことについて話をしたんです。多くのお母さんがやっぱり、高齢者の方は何となくやっぱり仕事上なるけど、障害の方はわからないということで、やっぱり一個人として障害者の方を見たときに、どういうふうに見てるかっていうアンケートを取ったときに、やっぱり圧倒的に多かったのは、何かしたいけども、どうしていいかわからないっていう意見がすごく多かったんです。

やっぱり話しかけづらっていう、壁が何かあるような感じがする意見がすごく多くて、先ほどのご意見でもあったように、やっぱり隣に住んでいても、何かしたほうがいいのかなと思いつつも、何をしたらいいのかわからないっていうやっぱり地域も、私も住んでいて、こういう職業じゃなかったら、もしかしたらそう思うかもしれないって、やっぱり思ったんです。

やっぱりそう思ってる地域の方も多いようです。やっぱり障害を持ってる方たちももっと寄り添って来てもいいのかなっていうのも。その障害の方たちも逆に壁を作ってるっていうのもあるのかなっていうのをすごく感じました。

○会長

もう一度地域づくりの原点っていうか。それと、その中で今の話はやっぱり小規模の、さきほどグループホームとかいろんなものが増え始めていて、しかし底は随分大きな課題を抱えながら、相当無理をしながら支えられているっていうことがあって、その無理が無理でなくなる当たり前の支援にしていくためには、地域のバックアップがないと。もちろん制度的な措置は前提になりますけども、

その場合に集う場所とか、何だろうな。だんだんと地域が育っていかないといけないので、今の我々も全体として地域が壊れてるとか、そういうことを言ったら何も始まらないので。

現に育つんですよね、不思議なもので。いろんな所の話を知っていると、やっぱり地域で変わるんだよね。これは有名な常盤平団地の孤立死事件。あれは団地の自治会の話だから、とにかく挨拶しようっていう話から始まるって言うんです。「挨拶すると、そこから何かが始まるよ」っていうのが、いや、自治会の標語でそういうことを言わなくちゃいけないことの課題もあるんだけど、やっぱり「だけど、そうなんだよね」っていうところもあるわけで。

それは先ほど遠巻きに見ないで挨拶、「どうしてる？」って声かけられるような関係作りを普通に作れるところから、住まうまでずっと連続的につながってるらしいってこと分かりました。

少し事務局、今日の課題整理して、それぞれのやっぱり障害者計画の中にきちんとしなきゃいけない話もあるし。

○事務局

はい。

○会長

それから、実はこれ、防災の話も隣り合わせですから。確実に隣り合わせそのものなんですよね。防災計画じゃなくて、防災意識の実践っていうのは、まさに今の話も含めてという。ちょっとそこら辺整理していただいて、また地域のほうそれぞれの協議会のを投げていただいて、また委員の皆様のご意見をいただいて整理をしていただくということでよろしいでしょうか。ここで休憩入れて、次のテーマということで、10分間休憩入れさせていただきます。

〈休憩〉

○会長

それでは再開させていただいてよろしゅうございましょうか。それでは、もう1つ最後、議論していただきたい案件がございます。練馬区障害者計画第3期障害福祉計画に対する意見の案が資料4として提出されております。それぞれ専門部会のほうでご意見をまとめていただいて、全体に関わる共通課題を抜き出して、自立支援協議会の意見として「これでどうだろうか」ということで、事務局のほうでまとめていただいたものでございます。資料4について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは資料4の説明をさせていただきます。まず内容説明に入る前なんですが、2点ほど障害者計画と障害福祉計画と、少し名前がわかりづらいところがあるんですが、この違いについて、また、この意見をまとめるに至った経緯について説明をさせていただいた後、この資料4の内容についてご説明をさせていただきます。

まず第1点、障害者計画と障害福祉計画の違いなんですが、お手元に青い「改定 練馬区障害者計画」の第二期障害福祉計画という冊子を配布させていただい

ております。これが今の現行の計画で、今年度これにつながる計画を作成しているという過程でございますが、まずこの障害福祉計画というものにつきましては、この青い本で言いますと、105ページからがその計画になってございます。ページと打ってないので、104ページの次。105のページを1枚めくっていただいて、107から記載しているものなのですが、この障害福祉計画というものは、障害者自立支援法に規定されている計画でして、入院もしくは入所からの地域移行目標と、あとは就労者の目標だということを2本柱といたしまして、自立支援法に規定されてますさまざまな障害福祉サービス、先ほど議論にありましたように、グループホーム・ケアホームでとか、あるいはホームヘルプサービスですとか、こういったものの見込み量を計画化して、これを達成していこうというのが主眼となっていく計画でございます。これは法律や各種の通知の中で「目標数値もこの辺を目指してください」等、ある程度形が出来上がっているものが障害福祉計画というものでございます。

もう一方の障害者計画というものにつきましては、これは障害者基本法、今また改定の法案が提出されているところなのですが、この障害者基本法に規定されている計画でございます、いわゆる自立支援法の障害福祉のサービスの範囲だけにとどまらない、先ほどの防災、もしくはまちづくり、あるいは医療といったようなものを含めた総合的な計画になっているという計画でございます。

障害者計画といたしましては、105ページ以前の部分が障害者計画ということで記載をさせていただいているものでございます。

本当に非常に大きく、29ページなどをご覧いただければと思うんですが、29ページ、30ページということで施策の体系そして大きな柱を何本かご用意させていただいております。最初の29ページについては、それぞれのサービスを充実させるといったものもありますが、29ページの例えば5番「地域生活と社会参加を支援する」ということだと、生涯学習の分野、あるいは文化の分野、そして今申し上げましたように防災の分野。

1ページめくっていただきまして、30ページですと、6番、7番としまして医療のお話、あるいは右側に移っていただいて、まちづくりのお話、子どものお話、そして最終的にそういった施策を推進するための方策といったような、かなり包括的な計画というふうになっております。

最初のご説明で申し上げましたとおり、この自立支援法の改正を受けて、自立支援協議会のご意見をいただくということになってくる。守備範囲で言うと、厳密に言えば障害福祉計画ということになってくるわけですが、各専門部会では課題についてあまり守備範囲というものにこだわらず、幅広く議論をしていただいているという経緯もございますので、この後ご説明いたします意見案につきましても、幅広いご意見が出されていると感じておるところです。

次に2点目としまして、この意見案になった経緯なのですが、会長のほうからもお話がありましたとおり、各専門部会でまずそれぞれの議論を言って詰めていただいて、専門部会としての意見を集約していただいた。そして自立支援協議会、親会の意見といたしましては、各専門部会の意見から共通するエッセンスを3点

の項目で抽出してまとめたというものでございますので、この資料の4番、7ページの部分が総論的な意味合い、そして9ページ以降が最初の自立支援協議会、各論の意見といったような形でよろしくいただければと思います。

それでは、少し前置きが長くなりましたが資料本編の説明に移らせていただきます。

#### 資料4の説明

##### ○会長

はい、ありがとうございます。それぞれのセンターでの専門部会での検討課題を集約するところが最初の3点に集約されている。

##### ○事務局

はい。

##### ○会長

ですから、そういう意味では意見はこの7ページから12ページが一体のものとして提出するという、そういうことでございますので、これについてご意見・ご提案等があれば、ぜひよろしくご発言をいただきたいと思います。それぞれの専門部会のお立場から何か補足することはございますか。

##### ○委員

豊玉地域生活支援センターでは、やはり当事者から意見を聞こうということで、4人の方からお聞きしたんです。そしたらやはり相談は、もっと充実させるためにはそういう方たちの相談につながるまでの時間があまりにも違ってるっていうのがかなり明確になったんです。ですから、それから家族の方々もうやはり相談につながらないために、先がなかなか広がってこなかった。長い間苦しんでたっていうことが実態としてわかったいただいたし、そうだろうなと思いながらも生の声をお聞きしたので、それをまた今後活かして、当事者の声あるいは身近にいらっしゃる家族の方の意見をこれからも聞く機会を多くしていきたいと思っています。

##### ○会長

ありがとうございます。ほかには。はい、どうぞ。

##### ○委員

光が丘地域生活支援センターでは、3段階での権利擁護を作るっていう中で、やはり地域での見守りっていうのが一番大きな課題だということで、先ほど防災の中でも言いましたけど、その次の関係が切れてる、見えない状態になってるっていうのが、やっぱり虐待もこのことになるわけですし、さまざまな、本当に障害を持った方の場合は、私たちが気づかないようなところで権利主義をポンポンと入れる。それはやっぱり気づきがわかるような環境にしていけないといけないところが、やっぱり一番課題として今後も検討していきたいと思っています。

##### ○会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

##### ○委員

私どものほうでは地域移行、主に精神障害の方の地域移行を考える中で、高齢障害者の方が多いという現実の問題が出て、その中で先ほどの大泉の協議事項にもありましたが、地域移行を進めていく上での現実的な直近の課題がまず居住場所の確保、それと、地域移行した方が地域で地域生活を定着していく上で必要なのが、それぞれの方に合った日中活動のサービスの充実、それと共に、高齢障害者の方を支援していく障害者担当、高齢者担当の支援者のそれぞれの情報共有であるとか、それぞれの介護保険や障害福祉サービスの制度についてのより知識をもっていくことというような課題が出て来て、それはそのまま障害者の方の高齢化の問題にそのまま広がっていくというような状況が出て来ました。

○会長

はい。大泉地域生活支援センターは何かございますか。

○委員

いいえ。特にありません。

○会長

ありがとうございます。というわけでございました。どうぞ委員の皆様からのご意見、それぞれ現場の地域生活支援センターの実践の中から課題を絞りながらご検討いただいたということでございますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○委員

私は重度的な障害者のケアホームの経営者の方に。当事者の意見はなかなかやっぱり汲み取りにくいではありますが、それよりもっと私が感じてるのは、保護者・後見人・身内といった、彼らを取り巻く人たちのご意見と、当事者であるご自身にかなり格差があるなということを感じてます。それをどうやって埋めていけばいいんでしょう。というのは私にとっては大きな課題なんです。

○委員

当事者の親として。私は息子に「卑屈になるな」と。「しかし感謝の心は忘れるな」というのは、もう小さいときから言いました。人の力を借りなくては生きていけない。何にしてもできないんだということも小さいときから教え込みました。だけど当事者、私は施設に入る仲間と言います。「親が100%望むなら、死ぬまで抱えろ」と私は言います。施設に入ったときに、施設が7割良かったら良しとしよう、そういうふうと言います。5割が良かったら最高。そういうふう、施設入所を決めたときに、まず私は仲間にそう言います。

親だからわがままになり権利も主張するし、もう、かわいくてしょうがないんです。

○会長

それぞれのご意見は、皆さん非常に個別に困難な人、一般的にそれを整理していく話の常にギャップが起こってくるんですよね。それから当事者という場合でも、やっぱりそれぞれの当事者、個性があるし。それと、それをどうやってこれは1つの政策っていうか、実践っていうか、それをいつまとめていくかっていう、その辺はいつも余りが出たり、足りない部分があったりという、そういうプ

ロセスなので、ぜひそういう議論は当然だけど、やっぱり大事。今遠藤委員のご提起いただいたのも大事な課題ですし、だけど、それを役所としてどうするってということよりはお互いの事業活動、それからさっきから地域のつながりの話がある。やっぱり親御さんたちの世代で随分違うみたいですね。

やっぱり何もない、何も制度がなかった時代に子どもたちのためについていうことで作ってきたそういう世代の方々と、やっぱり制度が所与のものになってきたということでも随分意識の違いがおありだと仄聞しますが、そこら辺をやっぱり原点と、それから今の状況。だからと言って昔話ではなくて、今の課題をきちんと提起しながらお互い、それこそ福祉の方々が多くて、やっぱりエンパワーって言葉をよく使いますが、やっぱり力をそれぞれ付けていくってことをどう目標にしていくかっていうのは難しいですね。悩みも深いというご発言をいただいたと思いますが。どこかでやっぱり理解し合える、先ほどの場をうまく設定しないといけませんよね。今の話はどこでも、今の若い親御さんたちの行動様式って、いろんなことを考えさせられる機会が結構あることも事実だし。だからと言って、それはやっぱり相互に変わっていかないとどうしようもないわけで。ご意見はそういうことで承って。

私の立場から、ちょっとこれ鏡文だとか、なぜ後ろにそれぞれの意見があるのかっていう、3所の姿勢を集約したものの関係がちょっと部外者ではわかりにくいので、意見の前にちょっと課題を付けていただいて、いきさつをちゃんと付けて、そしてその上でまとめるとこの3つになるけれども、この具体的な中身は後ろのほうでちゃんと縷々議論されたものだよと、そんなことをちょっと補っていただいたほうが、これを受け取っていただく計画策定委員会の方々にも、それこそ行政のほうの方々にもご理解がいただきやすいのではないのでしょうか。ちょっとわかりやすくしていただけると。そこら辺は事務局と相談させていただきます。

その上、なお何か。よろしいでしょうか。一応大変大事なご意見を承ったと思いますが、整理はそういうことで、この資料4に沿いながら、もっとわかりやすくしていただく作業は、ちょっと事務局のほうでしていただくということを前提にご了解をいただければという。ありがとうございます。それでは、そういうことで、このご意見でよろしいかと思しますので、事務局というか福祉部のほうで何かご発言があれば。

#### ○事務局（福祉部長）

障害者計画および障害福祉計画に対する意見ということで、集約したものを拝見しますと、たくさんの方の充実、あるいは身近な相談窓口、専門機関、あるいは障害サービス事業所等の地域資源をネットワークを作っていく中で個々の方に対する支援をきめ細かく行なえるような体制作り、あるいは障害関係者だけでなく地域の方々を含めた理解を促進し、ここでも支援の仕組みを作っていくような中身でまとめていただきました。この提案を貴重なご意見と受け止めさせていただきます。これを受け止めまして、次期計画策定に努めていきたいと思っております。

先ほど冒頭でこの会の進め方をご説明いたしましたけれども、計画の素案をま

とめまして、これについてもご意見をいただきたいと思っておりますので、また忌憚ないご意見をちょうだいしたいと思っております。引き続きまして、会長はじめ皆様のご尽力をお願い申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○会長

はい、ありがとうございました。やっぱり自立支援協議会と専門部会が出来たおかげで、課題が現場サイドでの議論を吊り上げるという、そういう方法が出来たと思いますので、ぜひ区側としてこれを尊重していただくようお願いをいたします。またちょっと補填いたしますと、東京都でも障害者施策推進会が再開をされまして、来週かな、再来週かな、東京都としての計画策定の作業が始まります。

たまたま私も、会長が聞いてこうしましたので、多分障害者総合福祉法のあの話と絡んで、ちょっと集中砲火を浴びるかもしれないんですが。そんなことで作業が始まりますということをお願いさせていただきます。

それでは議題は一応これで終わりということで、事務局が用意したのですが、事務局から何か。

#### ○事務局

はい、ありがとうございます。本日は各委員の皆様と情報共有を計りたいということで、資料の確認でもさせていただきましたとおり、別紙添付ということで、1番そして2番の資料を机上に配布させていただいております。別紙添付1につきましては、先ほどの議論の中でご説明がありました。別紙添付2の相談支援事業に関する情報提供について、資料提供がなされておりますので、ご報告をいただき情報共有をしたいというふうに考えてございます。それではよろしく願いいたします。

#### ○委員

最初に書いてございますけど、相談事業に関する情報提供というのは、ねりま相談支援事業所を6月1日に開所をしまして、それに対する事業概要をご説明して、いろいろご協力いただければということです。資料に入る前に、なんでここに至るかというお話をさせていただきます。

先ほどもお話させていただいたように、練馬手をつなぐ親の会は高齢化をして、その親といわゆる本人はどうするかという中で、1つは成年後見の運動をずっとやってまして、親亡き後はどうするんだという運動の過程の中で、成年後見をどう持っていくかという話を取り掛かりに。それからもう1つは、法人名の中で事業所運営をした中で先ほどお話しましたように、日中活動のいわゆる利用者に対する支援だけで済まずに、家族支援まで入らなきゃいけないということになりまして、その家族支援まで入るとなると、じゃあ職員がそこまでやるっていう。今の現状はそうなっちゃってるんですが、やる上ではきちっとした相談支援事業所を立ち上げて、そこで受け皿をしていくようなことをしていったらどうかという観点から、この資料を提出しました。

なかなか支援相談事業というのは範囲が狭くて、いわゆるサービス利用支援計

画を作ることによる事業が中心でございます。ただ、昨年12月の法改正で、来年の4月1日から相談支援事業の充実を図るといふ、中身はちょっとわからないんですが、それを私ども福祉が期待していることと、いわゆる4センターがあると思うので、そこの連携を取りながら、民間の相談支援事業所もその中で事業がお役に立つようにできればいいなという内容でございます。

1枚めくっていただいて、何を考えてるかってことを申します。1ページのところですか。これ、東京都に出しました「ねりま相談支援事業計画書」でございます。事業の報酬はここに書いてありますようにサービス利用計画作成を主に法人利用関係者や練馬手をつなぐ親の会等の要請を受けて行なうと。その③の部分は、いろいろ相談支援事業の内容で言われてることですから、後ほど見ていただきたいと思います。事業所は、ねりま事業所にあります毎回の相談ルームを相談支援事業所にしております。従業者は管理者1名で、相談支援専門員、これは東京都の研修を受けた者でございます、それは2人。すべて兼任です。あと事務職員が1名という。

問題は4番の重点課題目標というところをお話しします。3つございまして、1つは当然のごとく、みんな事業所だけではなくて、ほかのサービスを利用した場合には、そのサービス利用計画を作成することによる利用者へのサービスを行なえるということでございます。具体的には、なかなかここについてはありませんので、法改正によってこの辺りが、ここが基本的に先にあつて、事業所に入所するっていう方向に変更するような情報もございまして、一応大きな予定になる可能性はあります。

それからもう1つは、②の就労支援事業利用者への相談支援。先ほど言いましたように、親の会の方たちのいろんな意味での悩み、および法人利用者が、先の例で言えば母親が入院せざるを得ないっていうか、そういう状況なので。本人は通所できるんですが、家庭に置けないので緊急時に入所すると。その内容の支援もやってるわけです。そういう内容は、基本的に相談支援のほうに行くのではないかと。

それから、就労移行は私どもやっておりますが、就労移行した利用者がいろんな意味で定着するためには、4センターとの連携を取りながら日中活動の支援と共に土日の支援もお願いするようなことを考えておるということでございます。

3番目が親の会との関係でございます、いろんな会が提唱しています成年後見支援活動ネットワークを推進していきたいと。そのためには、ある程度法人の中の相談支援事業所が事務局を担う形で、行政も関係団体も含めた運営委員会、準備会というのをこれから立ち上げていきたいと思うんですが、そんな内容をこの中でしながら、最終的には親亡き後の障害者のためのツールとして成年後見制度の運用促進を図っていきたいという内容でございます。

サービス提供予定時間は、月曜日から金曜日の午前中をしております、木曜日はいろんな運営委員会のところを考えると午後4時までサービス提供をしようというふうに考えてございます。

2枚目は、申請した内容でございます、東京都のほうから資料がございまし

て、事業を行なう範囲内を練馬区だけじゃなくて近隣まで広げなさいということで、下のほう4段目、2ページ見て下の4段目。中野区・杉並区・板橋区・豊島区ということを入れてくださいということと、対象者が法改正によって障害児まで広がるということなので、障害者、障害児というところに入れてくださいっていう東京都の指導で入れております。

次のページの所はイメージ図でございまして、これは私どもが作り上げたものでございまして、行政の方と細かいところまで詰めてませんので、その分にはご容赦いただきたいと思うんですが。ねりま相談事業所の事業関係図ということで、右下のほうに私ども法人があります。左の上のほうに親の会がございまして。それでねりま相談事業所が本部の横にございまして。そこで一応、サービス利用計画を作るということと、障害者総合相談支援。東京都で調整してるのは「給付があるのは利用計画だけです」と言われてまして。ただ、内容的にはこういった内容をやることについては、一応ご承認をいただいた内容でございまして。

その中には、サービス利用計画は当たり前のことですが、成年後見利用計画というの、この中の施行をしていきたいと思っております。それが左の上のほうの親の会の成年後見部会の所につながりまして、そこでは相変わらず運用代として相談支援と普及啓発と、それから一番左にある成年後見支援活動ネットワークを今後、行政・関係機関と相談しながら、できればそういうものを構築していきたいと考えております。

もう1つは、4センターとの関わりについて言えば、右上の真ん中辺りにすてっぷとさくらがございまして、そこは法人と定期的な情報連絡会をしましてお互い利用者の支援をお願いしております。さくらのほうにはペアピアがございまして、ペアピアには私ども成年後見等のいろんな意味を含めまして、同時的な連携をできるような連携を取らせていただいております。成年後見については、ホットサポートねりまとの連携ございまして、そこを連携しながらこういう構図でやらせていただくということでございまして。

最後に4ページ。これは後ほどいただいた中でというお話ですが、成年後見支援活動ネットワークというのは本人と後見人だけじゃなくて、やはり親に代わる後見支援という形で、サポートするような内容ができるかどうかということでございまして、法制度ではなくて、社会福祉制度の中の福祉サービスの中で組み込めないかということで、試行的にこういうことを考えております。具体的にはこれからだと思います。

若干お時間取りましたが、こういうことでねりま相談支援事業を立ち上げて、今後やっていきたいと思っておりますので、何かといろいろご協力いただければということでございます。

○会長

ありがとうございました。大事な仕事が始まったというご報告をいただきました。よろしゅうございませうか、何かご質問等。それでは、ちょうど定刻12時でございますので、今後の予定だけ事務局のほうから。

○事務局

次回の日程ですが、ご報告申し上げますと、10月を予定しておりました、本日、副会長がご欠席ですので、また日程のほうは追ってご連絡をさせていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○会長

それでは、今日はありがとうございました。

(終了)